

# ①－ 2 自動車保管場所証明届出書

「自動車の使用の本拠の位置」と現住所が異なる場合

別記様式第2号（第2条関係）

|                              |                   |                   |                  |
|------------------------------|-------------------|-------------------|------------------|
| 自動車保管場所届出書（新規・変更）            |                   | 自動車の区分            | 登録・軽             |
| 東京都福生市志茂2丁目1番地5号             |                   | 長さ                | センター             |
| 東京都福生市福生2丁目10番地 福生第1駐車場 第10号 |                   | 幅                 | センター             |
| 上記の事項について届出をします。             |                   | 高さ                | センター             |
| 平成 年 月 日                     |                   | 東京都福生市志茂2丁目1番地5号  |                  |
| 警察署長殿                        |                   | ネツ タマオ            |                  |
|                              |                   | 根津 多摩男            |                  |
|                              |                   | 電話番号 042 123 4567 |                  |
| 第 号                          | 使用<br>権限 自己・他人・共有 | 氏名<br>電話 （ ）      | 新規車両前車<br>代替番号現車 |

備考 1 法第5条、第13条第3項及び附則第7項の規定による届出にあっては「新規」の文字を、法第7条第1項（第13条第4項及び附則第8項において準用する場合を含む。）の規定による届出（以下「変更届出」という。）にあっては「変更」の文字を○で囲むこと。  
2 自動車の区分の欄は、法第4条第1項の規定に係る自動車の届出にあっては「登録」の文字を、軽自動車である自動車の届出にあっては「軽」の文字を○で囲むこと。  
3 変更届出をする場合において、自動車の保管場所の位置欄には変更後の自動車の保管場所の位置を記入するほか、同欄範囲内に変更前の自動車の保管場所の位置を記入すること。  
4 自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車・届出者名が保存されており、又は保存されていた自動車であるものはそのものをいう。以下同じ。）に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、届出に係る場所が旧自動車の保管場所とされており、又は当該届出の日前15日以内に保管場所とされていたときは、保管場所標準番号欄に旧自動車に表示され、又は当該届出の日前15日以内に表示されていた保管場所標準番号に係る保管場所標準番号を記載して、所在国の前付を省略することができる。  
5 届出者は、氏名を記載し、及び押印することによって、署名することができる。  
6 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

※「自動車の使用の本拠の位置」を管轄する警察署の『自動車保管場所証明申請書』に記入。

## 〈A〉（新規・変更）／自動車の区分 登録・軽

- ・「新規」と「軽」を○で囲む。

|     |         |        |      |
|-----|---------|--------|------|
| 出 書 | （新規・変更） | 自動車の区分 | 登録・軽 |
|-----|---------|--------|------|

## 〈B〉自動車の使用の本拠の位置／自動車の保管場所の位置

- ・上段 実際に車を使用する拠点となる住所を記入。
- ・下段 実際に駐車する駐車場の住所・名称・駐車位置番号を記入。「同上」不可。

|              |                    |
|--------------|--------------------|
| 自動車の使用の本拠の位置 | 東京都xx区△△1丁目20番地    |
| 自動車の保管場所の位置  | 東京都xx区△△ □駐車場 第10号 |

## 〈C〉申請者

- ・日付は記入しない。
- ・新しい車を使用する方の、現住所・氏名、電話番号を記入。
- ・法人で社判・ゴム印を使用する場合、全ページに押印。

|         |                  |
|---------|------------------|
| 〒       | (197- 0023 )     |
| 住 所     | 東京都福生市志茂2丁目1番地5号 |
| (フリガナ)  | ( ネツ タマオ )       |
| 氏 名     | 根津 多摩男           |
| 電 話 番 号 | 042 ( 123 ) 4567 |



実印（認印でも可）を全ページに押印。

## ■ 〈A〉「自動車の使用の本拠の位置」を確認できる書類を添付

- ・ 公共料金（電気・ガス・水道）の領収証、消印のある郵便物 等。（コピー不可）
- ・ 発行日・消印の日付から 2 ヶ月以内。
- ・ 警察署によっては返却されない場合あり。

＜公共料金領収証の例＞

「使用の本拠」住所が記載されている。

東京都××区  
△△1丁目20番地  
根津 多摩男 様

水道料金納入通知書

発行日 平成 24 年 1 月 10 日

料金のお支払いは、取扱金融機関、コンビニエンスストアまたは水道部料金取扱窓口で納入期限日までにお願います。

市 水道部  
担当：業務課 業務係  
TEL 31-0422  
http://www.city.masuda.lg.jp/

1・2の矢印のところに赤い線を引いてください。

発行日の日付が現在より 2 ヶ月以内。

＜郵便物の見本＞

東京都××区△△1丁目20番地  
根津 多摩男 様

603 47 03 24304-12501-1-01

（「電気ご使用量のお知らせ」在中）

1

文社 料金グループ

株式会社

東京都××区△△1丁目20番地  
根津 多摩男 様

消印の日付が現在より 2 ヶ月以内で、  
「使用の本拠」住所が記載されている。